

## テラレット事件

—技術的機能に由来する形態について商品等表示性が争われた事案—

室谷法律事務所  
知的財産法研究会 弁護士 室谷 和彦

東京地判平成29年6月28日（平成27年（ワ）第24688号）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

### 第1 事案の概要

1 本件は、原告が被告に対し、被告が製造・販売する被告商品が、原告の商品等表示として周知な原告商品の形態と類似し、誤認混同のおそれがあるとして、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号、3条1項に基づき、被告商品の製造・販売等の差止め、同法3条2項に基づき、被告が占有する被告商品の廃棄及び被告商品を製造するために使用した金型の除却、同法4条、5条2項に基づき、5568万2000円及びこれに対する平成27年9月12日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

### 2 前提事実

#### (1) 原告商品の販売等

原告は、昭和39年頃から、「テラレット」（TELLERETTE。昭和40年4月9日商標登録）という名称で不規則充填物（化学工場等の充填塔と呼ばれる装置の内部に充填され塔内でのガス吸収操作などを行うための部材）である原告商品を製造・販売している。

テラレットには、S-O型、L型、M型、S型、S-II型、LL型、L-II型、S-S型の8種類の型式がある。このうち、本件訴訟において問題となった原告商品はS-S型を除く7種類の型式である。

原告商品は、いずれも実用新案権の一実施態様にあたるものであるが、すでに存続期間は満了している。

## 【原告商品の整理】

分類	型式	形状	販売開始時期	実施態様にあたる実用新案	存続期間満了
形状1商品	S-O型	①中央リングと中央リングの周囲から外側に向かって放射状に延伸する多数の周辺リングからなり、これら周辺リングと中央リングとは略直交するように一体化されている形状を有する。	昭和39年6月	実公昭44-14682公報	昭和54年6月23日
形状2商品	L型 M型 S型	①に加えて、周辺リングの外側を外周リングで囲繞する構成を付加した形状を有する。	昭和46年9月 昭和52年7月 昭和56年7月	実公昭47-40039公報	昭和57年12月4日
形状3商品	S-II型 LL型 L-II型	①②に加えて、隣接する周辺リング同士を連結部材で連結するとともに、周辺リングの一部には外環リングと直交する半径方向に縦棒を付加した構造を有する。	昭和57年6月 昭和58年1月 平成7年9月	実公昭63-21316公報	平成9年2月26日

## (2) 被告商品の販売等

被告は、平成24年12月から、「MT-PAK」という名称で不規則充填物を販売している。

被告商品は、MT-S0、MT-L、MT-M、MT-S、MT-SII、MT-LL、MT-LIIのサイズが存在した。

## (3) 原告商品と被告商品との比較

被告商品「MT-PAK」の「MT-SII、MT-M、MT-L、MT-LII、MT-LL」と原告商品の「S-II型、M型、L型、L-II型、LL型」の外径、高さ、比表面積及び空間率（空隙率）はそれぞれ同一であった。また、MT-S0とS-O型、MT-SとS型の外径、高さ、比表面積及び空間率もそれぞれ同一であったと認定されている。<sup>1</sup>

## 第2 争点

本件訴訟における争点は、次の4点である。

- (1) 原告商品における形態の商品等表示性
- (2) 原告商品と被告商品の誤認混同のおそれ
- (3) 被告商品の製造・販売の有無
- (4) 損害発生の有無及びその額

主な争点は、(1)原告商品における形態の商品等表示性であり、この争点をめぐり、原告商品の形態について、①「商品等表示」該当性、②技術的機能に由来するか、③実用新案権による独占状態に由来する周知性が否か、という点が争われている。

以下では、争点(1)を中心に紹介する。

1 被告は、MT-S0、MT-Sについて、製造販売の事実を否認していたため、形態の比較について、認定がなされている。